

委 託 契 約 書 (案)

委託者 新潟県（以下「甲」という。）と 受託者
（以下「乙」という。）とは、県庁舎設備総合管理業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業務の名称

県庁舎設備総合管理業務委託

（2）業務の内容

県庁舎設備総合管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）実施場所

新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁舎）

（4）実施方法

乙は、業務を契約書及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、
令和8年4月1日 から 令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次のとおりとする。

金

円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金

円

（権利の譲渡等の制限）

第4条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第5条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第6条 乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（総括責任者等の通知）

第7条 乙は、業務の実施に関し、総括責任者・主任技術者・主任技術員・業務員（以下「業務員等」という。）を定め、甲が定める書面をもって甲に通知するものとする。業務員等を変更したときも同様とする。

（業務員等の労務管理）

第8条 乙は、庁舎管理に関する諸規定を遵守するとともに、業務員等の服務、規律維持等に関して一切の責めを負うものとする。

2 乙は、契約の履行については、必要な業務員等を確保し、業務に支障を来さないようにするとと

もに、業務員等の労務管理及び衛生管理については、十分な注意を払わなければならない。

(機密の保持)

第9条 乙は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第11条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(業務履行届(兼成果報告書)の提出)

第12条 乙は、業務の実施を完了したときは、遅滞なく業務履行届及び仕様書に基づく業務の成果に関する報告書(以下「業務履行届(兼成果報告書)」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、業務履行届(兼成果報告書)を受領したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査(以下「検査」という。)及び前項の補正に要する費用は、全てを乙の負担とする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、業務の成果が前条の検査に合格した後、別表に定める区分に従い委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、この契約を解除し、又は打ち切る(一部履行済部分がある場合は当該部分を除いて解消することをいう。以下同じ。)ことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令を行った場合において、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条第1項及び第2項に規定する出訴期間を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(4) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴

金の納付を命じた場合において、行政事件訴訟法第14条第1項及び第2項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (5) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (7) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前2項の定めによる契約の解除又は打ち切りにより損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 前条第1項又は第2項の規定により契約が解除され、又は打ち切られた場合においては、乙は前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

（費用の負担）

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第18条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議

の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1
甲 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

乙

乙

乙

別 表

委託料支払区分

区 分	支 払 金 額	備 考
4月		注) 取引に係る 消費税額を含む
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		